様式第1号(第2条関係)

記入例(表)

秩父宮記念市民会館利用許可申請書

○年 X月 X日

秩父市長 様

秩父宮記念市民会館の利用許可を受けたいので、秩父市秩父宮記念市民会館条例施行規則第2条第1項の規定により次のとおり申請します。

#														
利用責任者 住所 局上	申	請	者	住団	所(原 体名	听在地) 市民 (埼玉県 会館友の会	•			TEL C)
利用内容	利力	用責任	者	住	所	同上	、 花子					90 - 1124	- 6000	
主 催 者 □申請者以外 VIVA 市民実行委員会 利 用 日 時 ○年 ○月 ○日(土) 22 時 OO分から (年 ○月 △日(日) 22 時 OO分まで 利 用 施 設	催	事	名	,	VIVA	市民会	⟨館!! ⟨	/OL.	6					
正 催 者 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	利	利用内容				・イスト	を招いてのこ	コンサ	·k					
利用 市 で	主	催	者											
利用施設	利	用日	時											
利用施設 利用月日 準備・練習 開場 開演 終演 使用終了 入場予定者数 大ホール条のみ ○/○ (土) 18:00~ : : : : 22:00 50人 大ホール全	利	用施	設	Z ;	☑大楽屋 2 ☑中楽屋 ☑小楽屋 2									
大ホール条格											T	Luma		Ea stat
大ホール全春 ○/△(畠) 9:00~12:00 13:00 14:00 19:00 22:00 1000人 けりき A ~ D ○/△(畠) 9:00~: : : : : 22:00 100人 人 人 人 人場料金等の区分 図あり(営利) 図おり(営利) 公おり(非営利) S 席 A 席 B 席 席 席 席 店 内 日 5 のの円 4.500円 4.500円 日														
けやきA~D ○/△ (日) 9:00~ : : : : 22:00 100人 / () : ~ : : : : . . 人 / () : ~ : : : : : . . 人 人 / () : ~ : : : : : . 人 人 / () : ~ : : : : : . 人 人 / () : ~ : : : : : . 人 人 / () : ~ : : : : : . 人 人場料金等の区分 ※ 原 席 角 席 席 席 席 席 席 席 席 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	大ホール舞台のみ(18:00∼ :				•	:	22:00		
/ () : ~ : : : : : : : :	大ホール全席 〇			/_	(8)	9:0	0~12:00	13	: 00	14:00	19 : 00	22:00	100	00人
人 () () () () () () () () () ()	けやき A ~ D		0	/_	△ (8) 8:0		0 ∼ :	:		:	:	22:00	100人	
入場別 入場料金等の区分 口前売・当日別 2指定 □自由 □指持 □会員 □をし(営利) □なし(営利) □なし(背営利) □なし(非営利) □なし(非営利) □なし(非営利) □なし(非営利) □なし(非営利) □なし(非営利) □なし(非営利) □なし(非営利) □なし(非営利) □をの他(□をの他(□をの他(□をの他(□をの他(□をの他(□をの他(□をの他(/	′	()	:	~ :		:	:	:	:		人
場		,	/	′	()	:	~ :		:	:	:	:		人
本 等 つなし(営利) 口なし(非営利) 5,000円 4,500円 4,000円 円 円 円 円 円 円 円 円 日	場				_	1		1		1		──	定 口自由	þ
等 □なし(非宮利) 5,000円 4,500円 4,000円 日 日			(営利	IJ)		席 A 席			B 席		席	1 - 11		
請求年月日年月日年月日年月日	等	□なし	(非営	(利)	5, 0	00 円	4,500 円	4,	000 円		円)
	使用	料又は利	金				円	受付	十 年 月	日	年	月	日	
許 可 番 号	請	求年	月	日		年	月	日	許可	丁年 月	日	年	月	日
									許	可 番	号			

担当	館長	備考

※	催事情報公開	(可•不可)	可の場合、	問い合わせ時連絡先回答	(可·不可)

可の場合、ホームページ公開情報 □催事名 □主催者 □開催日 □開演時間 □終演時間

記入例(裏)

秩父宮記念市民会館利用申請ついての説明内容確認事項

説明を受け、ご承諾いただける場合はチェックしてください。

- ✓ 申請時にお支払いいただく金額は施設使用料で、備品使用料は含まれていません。ホールやけやきを利用する場合、施設使用料とは別に備品使用料がかかります。備品使用料は、施設使用後にお支払いいただくことになりますが、ご理解いただけましたか。
- ✓ 当館の施設使用料(備品使用料も含む)は現金での納付が原則ですが、納付書で施設使用料を入金することになった場合、納期限内(通知日を含め2週間:納付書に明記)に納付していただけますか。
- ✓ 納付された使用料金は、条例第8条のとおり還付(返金)されませんが、ご 理解いただけましたか。

(秩父市秩父宮記念市民会館条例第8条)

既納の使用量は、還付しない。ただし、次の号のいずれかに該当するとき は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 会館の管理上特に必要があるため、市長が第5条1項の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、会館を利用することができないとき。
- ※ すべての項目がチェックされない場合、秩父宮記念市民会館の管理・運営にご理解がいただけなかったと判断し、貸出をお断りいたします。

上記項目をすべて理解・承諾いたしました。

令和 ○年 ×月 ×日

承諾者 秩父 花子